

エドワーズ製装置の返品 - 手順

はじめに

現場で使用した（あるいは発生した）物質が有害物質である場合、機器をエドワーズに返送する前に、その旨を必ずお伝えください。この情報は、弊社サービスセンタ従業員の安全を確保するために欠かせないものであり、また、お客様の機器を修理する際の手順を決定するものです。

機器を返送する前に、申告書 (HS2) に必要事項を記入し、エドワーズまでお送りください。 この申告書は、エドワーズが内部資料として使用するためのものであり、国内、国際輸送安全基準または環境基準とは関係ありません。機器を輸送する場合、必ずお客様の責任において関連諸法令に従った輸送を行うようにしてください。

ガイドライン

- 未使用の場合、または危険性のない物質のみを使用した場合、機器は《汚染されていません》。国連の化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)、欧州の分類、ラベリングおよびパッケージング (CLP) に関する規制 No 1272/2008 あるいは米国の職場の安全と衛生に関する規制 (29CFR1910.1200, Hazard Communication) で有害であると分類されている物質を使用した場合、機器は《汚染されています》。
- 放射性物質、生物剤または病原菌、水銀、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ダイオキシンまたはアジ化ナトリウムを使用した場合は、機器をエドワーズ社に返送する前に必ず浄化処理を行ってください。この場合、浄化証明書（分析データ証明など）を申告書 (HS2) に添えて、エドワーズまで送付してください。エドワーズにお電話でお問い合わせください。
- 機器が汚染されている場合は、以下を行う必要があります。
 - (危険 / 有害物質の輸送に関する法令の基準を満たすまで) すべの汚染の痕跡を除去するか、
 - または、有害物質の輸送に関する法令に従って、危険の分類を行い、機器にマークを付け、それが危険である旨の表示を行い、輸送を行うようにします。

注：一部の汚染機器は、航空便には適していません。

手順

1. エドワーズにご連絡の上、返送をご希望の機器に対する《返送承認番号》* を取得します。
2. エドワーズ製品返送申告書 (HS2) に記入します。
3. 返送品が汚染されている場合、必ず輸送業者に汚染 / 有害物質の輸送に関する法令に従って、危険の分類を行い、機器にマークを付け、それが危険である旨の表示を行い、輸送を行わせるようにしてください。機器を輸送する場合、必ずお客様の責任において関連法令に従った輸送を行うようにしてください。**注：機器の一部が、半導体副製品のような危険性物質で汚染されている場合は、航空便に適さない場合があります。** - 輸送業者までお問い合わせください。
4. 有害ガスの痕跡をすべて除去します。エドワーズに返却予定の機器およびアクセサリの不活性ガスを排出します。さらに、可能な限り機器およびアクセサリからすべての液体および潤滑剤を排出します。
5. 機器の吸気口、排気口（アクセサリ類の取付け口を含む）をすべて、ブランクフランジで密封します。汚染されていない製品の場合は、厚手のビニールテープで密封します。
6. 汚染機器は厚手のポリ袋またはシートで密封します。
7. 返送する機器が大きい場合は、機器とアクセサリ類を木製パレットに紐で固定してください。パレットに固定できるほど返送品が大きい場合は、丈夫な箱に梱包してください。
8. 郵便またはファックスで、記入した申告書 (HS2) の写しをエドワーズまでお送り下さい。申告書は、必ず機器より前に到着するようにしてください。
9. 輸送業者に申告書 (HS2) の写しをお渡しください。機器が汚染されている場合は、必ずその旨を輸送業者に伝える必要があります。
10. 申告書の原本を適当な封筒に入れた後透明な防水袋に包んで、梱包された返送品の外側にしっかりと貼り付けてください。**封筒または梱包の外側に、返送承認番号* を必ず明記してください。**

* 日本では非該当